

事務連絡  
令和6年10月9日

各 都道府県介護保険主管課（室）  
市区町村介護保険担当課（室） 御中  
〔介護保険関係団体〕

厚生労働省老健局 高齢者支援課  
認知症施策・地域介護推進課  
老人保健健康課

介護分野の人員配置基準に関するローカルルールの把握のための  
事例・要望に係る専用受付フォームの周知について

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。株式会社三菱総合研究所において、令和6年度老人保健健康増進等事業「人員配置基準のいわゆるローカルルールの把握・整理」を実施しております。本事業は、介護分野の人員配置基準に関するいわゆるローカルルールについて、一層の実態把握や事例等の収集・整理・分析等を行うことを目的としております。

今般、本事業において、介護分野の人員配置基準に関するいわゆるローカルルールについて広く現状を把握させていただくため、事例・要望に係る専用受付フォームを開設しました。当該受付フォームに回答のあった事例・要望については、本年度末に取りまとめの上、公表予定としております。

各都道府県及び市区町村におかれましては、貴管内の介護事業者への周知をお願いいたします。また、介護保険関係団体におかれましては、会員事業所への周知をお願いいたします。周知を行う際の参考資料として、概要資料（別紙）をお送りしますので、御活用ください。

<受付フォーム掲載先>

以下のURLまたは二次元コードより専用ページへアクセスし、ご回答ください。

<https://forms.office.com/r/s4KBqFeNnA>



<本事業に関する問い合わせ先>

株式会社三菱総合研究所 ヘルスケア事業本部  
「人員配置基準のいわゆるローカルルールの把握・整理」事務局  
e-mail : r6-localrule-kijun@ml.mri.co.jp

以上

介護事業者・法人・事業者団体等の皆様へ

## 介護分野の人員配置基準に関する ローカルルールについてご回答をお願いいたします ～事例・要望等について募集します～

### 回答方法・回答期限

#### 回答方法

以下のURLまたは二次元コードより  
専用ページへアクセスし、  
ご回答ください。

#### 回答期限

**11月22日（金）18：00まで**  
※ご回答状況により  
変更となる可能性がございます。

<https://forms.office.com/r/s4KBqFeNnA>



### 人員配置基準のいわゆるローカルルールとは



厚生労働省令で定められている人員配置基準等に従う範囲内で、  
指定権者が独自に運用している規則等のことです。

#### 例①

#### テレワークの取り扱い

- 同一法人の別の事業所でのテレワークは認めない等、勤務場所が限定される

#### 例②

#### 管理者・従業者の兼務、経験・資格

- 管理者が兼務できる職種の数の上限の規定がある
- 従業者に対し特定の資格の所持が求められる

#### 例③

#### 介護職員の定義

- 身体介助等を行わない職員の「介護職員」としての人員配置基準への算入の取扱いが指定権者ごとに異なる

### お問い合わせ先

「人員配置基準のいわゆるローカルルールの把握・整理」事務局  
email : r6-localrule-kijun@ml.mri.co.jp